イスラエル及びハマス等パレスチナ武装勢力双方に対して直ちに恒久 的な停戦及び国際法の遵守を求めると共に、日本政府に対して恒久的 平和を実現するための働き掛けに全力を尽くすことを求める会長声明

- 1 2023年(令和5年)10月7日以降のイスラエルとハマス等パレスチナ 武装勢力(以下「ハマス等」という。)の間の軍事衝突は、5か月以上が経過した現時点でも収まることがなく、恒久的な停戦に向けた動きもみられない。 国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の発表によると、同日から2024年(令和6年)1月10日までに、パレスチナ自治区ガザ地区で2万3357人以上が殺害され、イスラエルで1200人以上もの人が殺害されている。
- 2 同事務所や国際人権理事会独立国際調査委員会等の発表によると、ハマス 等は文民とそれ以外の者を区別せず攻撃し、人質をとる等している。一方でイ スラエルも、ガザ地区北部から100万人以上もの住民に対し十分な物資の ないガザ地区南部に移動するよう命じ、ガザ地区への水や電気の供給を遮断 する等している。

このようなイスラエル及びハマス等双方の行為は「区別原則」(軍事目標と 文民又は民用物を区別し、軍事目標のみを軍事行動の対象としなければならない。)、「比例性原則」(巻き添えによる文民や民用物の被害を過度に引き起こす ことが予測される攻撃をしてはならない。)及び「予防原則」(文民と民用物へ の被害を最小限に抑えるための予防措置をとらなければならない。)を定める ジュネーヴ諸条約第1追加議定書等の国際人道法に違反するだけでなく、戦争 犯罪(国際刑事裁判所に関するローマ規程第8条第2項)や人道に対する犯罪 (同第7条)にも該当し、いわゆるジェノサイド(同第6条、集団殺害罪の防 止及び処罰に関する条約第2条)に該当するおそれもある。

3 日本国憲法は徹底した恒久平和主義に立脚し、その前文において「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と謳っている。イスラエル及びハマス等双方の上記行為を傍観することは、日本国憲法の精神に反するものであり、平和の維持に努めるべき国際社会の一員の行動として断じて許されるものではない。

今回の軍事衝突以前から、イスラエルは長年、パレスチナ領土に対する国際法上違法な占領をし続けており、そのことが今回の軍事衝突の背景にあるとも

言われている(国際人権理事会独立国際調査委員会2023年(令和5年)1 1月10日付報告)。日本政府は、先に述べた日本国憲法の精神に則り、このような大規模な軍事衝突が勃発した背景と歴史を理解した上で、イスラエル及びハマス等が恒久的な停戦に至ることで平和を実現するための働き掛けをしなければならない。

当会は、イスラエル及びハマス等双方に対して、直ちに恒久的な停戦及び国際法の遵守を求めると共に、日本政府に対して、国際社会と連携し双方に対して恒久的平和を実現するための働き掛けを行うことに全力を尽くすことを求める。

2024年(令和6年)3月19日

千葉県弁護士会 会 長 菊 地 秀 樹